

---

## 監査委員公表

---

### 監査委員公表第7号

令和6年10月2日付R06-21000-00453の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月20日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	祐実
同	大場	博文
同	堤	典子

6 交 管 第 1 3 6 号  
令和6年11月29日

長崎県監査委員 下 田 芳 之 様  
長崎県監査委員 砺 山 祐 実 様  
長崎県監査委員 大 場 博 文 様  
長崎県監査委員 堤 典 子 様

長崎県知事 大石 賢吾  
( 公 印 省 略 )

令和6年度長崎県公営企業会計定期監査結果に  
係る措置について (通知)

令和6年10月2日付け R06-21000-00453 の監査結果の報告に基づき、別紙の  
とおり措置を講じたので通知します。

## 令和6年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

### 【1 指摘】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 公金の徴収等の委託について</p> <p>公金の徴収等の委託に関する「県営自動車使用料の徴収事務の委任に係る告示」について、昭和45年以降受託先の追加・削除等が行われていない。今般の地方自治法の一部改正(令和6年4月1日施行)も踏まえた上で、実情に合わせた適切な告示を行う必要がある。</p>	<p>公金取扱事務の委託に該当する契約について、指定を要する事業者からの申出を受け、指定等の手続きを順次進めており、全対象事業者を指定後、告示を行う予定である(令和6年度中)。</p> <p>なお、従前の告示においては、委託先の事業者名のみを記載していたが、地方自治法の一部改正を踏まえ、事業者の所在地等についても告示することとしている。</p>

### 【2 意見】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 経営状況について</p> <p>令和5年度の経営成績は、総収益が51億8,595万円で、総費用は48億4,309万円、純損益は3億4,286万円となっている。なお、前年度からの繰越欠損金は、6億5,581万円、当年度未現在の未処理欠損金は3億1,295万円となっており、前年度に比べ3億4,286万円改善している。</p> <p>改善の主な要因は、長崎自動車株式会社(長崎バス)との共同経営方式による路線バスの効率化、投資事業の抑制、資産の有効活用、各種経費の節減による収支改善を実施したほか、バス利用客数の回復や空港リムジンバスの運賃改定等により乗合事業が大幅な増収となったこと等による。</p> <p>また、職員や車両の配置及び事務の簡素化等により効率化を推進するため、子会社である長崎県中央バス株式会社を交通局へ統合した。</p> <p>少子化による人口減少や軽油等における物価高騰の影響が継続し、また、運輸業界全体で課題となっている運転士確保難や労働規制強化への対応が求められるなど、厳しい状況にあることから、引き続き後期5か年計画に沿って着実に経営改善に努めていく必要がある。</p>	<p>令和6年度においては、経営計画後期5か年行動計画に基づき、次のことを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①長崎自動車株式会社との共同経営方式により路線バスの再編を行った。</li> <li>②貸切バス、高速バスを長崎営業所に集約するなどの営業所再編を行った。</li> <li>③長崎県中央バス株式会社を廃止し、交通局へ統合することで、感染症への対応力強化を図った。</li> </ul> <p>引き続き、経営の健全性の確保に努めるとともに、運転士の確保をはじめ経営基盤の安定・強化に努め、地域生活交通の確保と本県観光振興への貢献を図っていく。</p>